

「東村山市児童クラブの設置運営に関するガイドライン」構成案

第6章 緊急時に関すること

(1) 緊急時の対応

- ①事故や災害等緊急事態が発生した場合、運営責任者は速やかに必要な措置を講ずるとともに、市および保護者を含む関係者に対して緊急事態発生 of 旨を通報すること。
- ②事故等が発生した場合、運営責任者は市と協力して原因調査にあたること。
- ③運営責任者は市と協議の上、危機管理体制を構築するとともに対応マニュアルを作成し、職員の指導および災害時の対応について随時訓練等を行うこと。
- ④運営責任者は、防火管理者を選任し、消防計画を策定すること。

(2) 臨時休所・閉所について

重大な災害等が生じ危険が見込まれる場合は、休所を原則とする。また児童の安全や健康の確保が懸念される場合は、学校と連携しつつその度合いを勘案し、休所の判断を行う。特に次の場合は、下記の通りとする。

- ①**自然災害等**による学校臨時休校日おける開所については運営責任者が別途規定する。
- ②インフルエンザ等感染症による学級閉鎖時においては、**罹患**児童は、登所しないよう指導すること。(他の児童への感染を防ぐとともに、**罹患**児童の休息の必要性のため)
- ③児童クラブ周辺で事故や事件が発生した場合、または発生する恐れがある場合で、児童の安全確保の面からやむを得ないと判断される時は、休所とする。登所後において、**児童クラブ**周辺での事故や事件が発生した場合には、保護者や**市**及び関係機関と連携を取り、早急な降所等最善の方法をとること。

いずれの場合も、すでに登所済みの児童に対して降所を強制しないこととする。

(3) 情報交換

児童の安全確保の観点から、近隣住民、保育所、幼稚園、学校、駐在所・派出所等と、相互の情報交換に努めること。